

○文部科学省告示第十七号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十九条の二第一項第二号（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）及び第四十五条第三項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十一条の二第一項第二号及び第六十一条第五項、大学院設置基準第三十三条第三項、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第六条の三第一項第二号及び第三十四条第二項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五条の二第一項第二号及び第三十八条第四項並びに専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第八条の二第一項第二号及び第五十八条第四項の規定に基づき、大学等連携推進法人の認定等に関する規程を次のように定める。

令和三年二月二十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

大学等連携推進法人の認定等に関する規程

（趣旨）

第一条 大学設置基準第十九条の二第一項第二号（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項第二号、専門職大学院設置基準第六条の三第一項第二号、短期大学設置基準第五条の二第一項第二号及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一

項第二号の規定による大学等連携推進法人の認定等に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 設置者 大学を設置する者をいう。
- 二 大学等連携推進業務 次に掲げる業務をいう。
 - イ 連携開設科目、共同教育課程又は共同教職員研修に関する事務の管理
 - ロ 一の大学が当該大学以外の者から委託を受けて、又はこれと共同して行う研究のあつせん
 - ハ その他二以上の大学間の教育研究活動等に関する連携の推進に資する業務
- 三 連携開設科目 大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、「専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項又は専門職短期大学設置基準第八条の二第一項に規定する連携開設科目をいう。

四 共同教育課程 大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準第五十九条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、専門職大学院設置基準第三十二条第二項、短期大学設置基準第三十六条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十六条第一項に規定する共同教育課程をいう。

五 共同教職員研修 大学設置基準第二十五条の三若しくは第四十二条の三、専門職大学設置基準第二十条若しくは第五十八条、大学院設置基準第十四条の三若しくは第四十三条、専門職大学院設置基準第十一条、短期大学設置基準第十一条の三若しくは第三十五条の三又は専門職短期大学設置基準第十七条若しくは第五十五条に規定する研修のうち、二以上の大学の教職員に共通して行うものをいう。

六 大学等連携推進方針 二以上の大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。

(認定の基準)

第三条 大学等連携推進法人の認定の基準は、次のとおりとする。

- 一 二以上の設置者を社員とする一般社団法人であること。この場合において、その社員には、設置者以外の者を含めることを妨げない。
- 二 その社員である二以上の設置者がそれぞれ設置する大学（第五号及び第六号において「参加大学」という。）に係る大学等連携推進業務を行うことを主たる目的とし、その旨を定款で定めているものであること。

三 大学等連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

四 大学等連携推進業務を行うに当たり、当該一般社団法人の次に掲げる関係者に対し特別の利益

を与えないものであること。

イ 当該一般社団法人の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）又は使用人

ロ 当該一般社団法人の社員又は基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出者

ハ イ及びロに掲げる者の配偶者又は三親等内の親族

ニ イ、ロ及びハに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ホ ハ及びニに掲げる者のほか、イ又はロに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者

五 参加大学に係る大学等連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによつて参加大学に係る大学等連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

六 次に掲げる事項を記載した大学等連携推進方針を策定し、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表しているものであること。

イ 参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進を図る意義に関する事項

ロ 参加大学における連携開設科目の開設又は共同教育課程の編成（その実施についての当該参加大学の役割分担を含む。）その他のイに掲げる連携の内容及びその目標に関する事項

ハ 当該一般社団法人が行う大学等連携推進業務に関する事項

- ニ その社員のうちに設置者以外の者が含まれる場合にあつては、設置者以外の社員が実施する
イに掲げる連携の推進に関する事項
- 七 社員の資格の得喪に関して、当該一般社団法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする
条件その他の不当な条件を付していないものであること。
- 八 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、社員総会において行使できる議決
権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関す
る定款の定めが次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
- イ 社員の議決権に関して、当該一般社団法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしない
ものであること。
- ロ 社員の議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額
に応じて異なる取扱いをしないものであること。
- 九 設置者である社員（第六条第一項第四号において「参加法人」という。）の有する議決権の合
計が総社員の議決権の過半を占めているものであること。
- 十 代表理事を一人置いているものであること。
- 十一 理事会を置いているものであること。
- 十二 役員について、次のいずれにも該当するものであること。

イ 各役員について、当該役員、その配偶者又は三親等内の親族である役員及び次に掲げる者である役員の合計数が役員総数の三分の一を超えないこと。

- (1) 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (2) 当該役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

- (3) (1)及び(2)に掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- ロ 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。

- (1) 大学等連携推進法人が第九条第二項の規定によりその認定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内に当該大学等連携推進法人の業務を行う理事であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの
- (2) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の教育又は研究に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六

号に規定する暴力団員（以下この条において単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（次号ロにおいて「暴力団員等」という。）

十三 次のいずれにも該当しないものであること。

イ 第九条第二項の規定により大学等連携推進法人の認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

（認定の申請）

第四条 大学等連携推進法人の認定を受けようとする一般社団法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。この場合において、インターネットの利用により第一号、第五号、第六号及び第七号に掲げる書類を公表している場合には、当該申請書にその旨及び当該書類を公表しているホームページアドレスを記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 定款

二 登記事項証明書又はその写し

三 社員の氏名又は名称及び住所を記載した書類

四 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

五 事業計画書及び収支予算書

- 六 大学等連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする貸借対照表
- 七 大学等連携推進方針
- 八 その他前条各号に掲げる基準に適合することを証する書類
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 当該一般社団法人の名称及び代表理事の氏名
 - 二 当該一般社団法人の主たる事務所の所在地
- 3 第一項の申請を行う一般社団法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第一号に規定する公益社団法人である場合における第一項の適用については、同項第八号中「前条各号」とあるのは、「前条各号（第四号、第七号、第八号、第十一号、第十二号（口(1)及び(2)を除く。）及び第十三号口を除く。）とする。

（公示）

第五条 文部科学大臣は、大学等連携推進法人の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。次条第一項の規定による変更の届出があつたとき及び第九条第一項又は第二項の規定により認定を取り消したときも同様とする。

2 前項の規定による公示は、当該大学等連携推進法人が行う大学等連携推進業務について、連携開設科目、共同教育課程又はその他の別を付して行うものとする。

(届出)

第六条 大学等連携推進法人は、次に掲げる事項について変更があつた場合には、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならぬ。

- 一 名称及び代表理事の氏名の変更
 - 二 主たる事務所の所在地の変更
 - 三 大学等連携推進方針の変更
 - 四 社員及び参加法人が設置する大学の変更
 - 五 大学等連携推進業務に係る定款の変更
- 2 大学等連携推進法人は、解散する場合には、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならぬ。

3 第四条第三項の規定の適用を受けた大学等連携推進法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十九条第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しを受けた場合には、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならぬ。

(事業報告書等)

第七条 大学等連携推進法人は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を作成し、文部科学大臣に提出するとともに、これを五年間公表しなければならない。

一 当該事業年度の事業報告書

二 当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書

三 当該事業年度の監事の監査報告書

2 大学等連携推進法人は、インターネットの利用により前項各号の書類を公表している場合には、当該書類を公表しているホームページアドレスを記載した書類の提出をもって前項の規定による当該書類の提出に代えることができる。

3 大学等連携推進法人は、定款、社員の氏名又は名称が記載された名簿及び役員の名簿が記載された名簿を公表しなければならない。

（報告の徴収等）

第八条 文部科学大臣は、この規程の円滑な実施を確保するため必要があるときは、大学等連携推進法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

（認定の取消し等）

第九条 文部科学大臣は、大学等連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その認定を取り消さなければならない。

一 解散したとき。

二 文部科学大臣に認定の取消しの申請をしたとき。

2 文部科学大臣は、大学等連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

二 第三条の基準に適合しなくなったとき。

三 前条の規定により求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 前各号のほか、教育若しくは研究に関する法令又は当該法令に基づく行政機関の処分違反したとき。

3 文部科学大臣は、大学等連携推進法人が前項第二号に該当することとなったことを理由として同項の規定による取消しをしようとするときは、当該大学等連携推進法人にあらかじめその旨を通知するとともに、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をするものとする。

（電磁的記録による申請等）

第十条 この規程の規定に基づき文部科学大臣に申請、届出その他の通知（以下この条において「申請等」という。）を行う場合には、書面等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第五号に規定する書面等をいう。以下この項及び次条において同じ。）に代えて、電子情報処理組織（申請等を行う者及び文部科学大臣の使用に係る電子計算

機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下次項において同じ。）を使用して書面等に係る電磁的記録（同法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。以下次条において同じ。）により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、文部科学大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に文部科学大臣に到達したものとみなす。

（電磁的記録による作成等）

第十一条 この規程の規定に基づき大学等連携推進法人が書面等を作成し、又は保存する場合には、書面等に代えて電磁的記録により行うことができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。